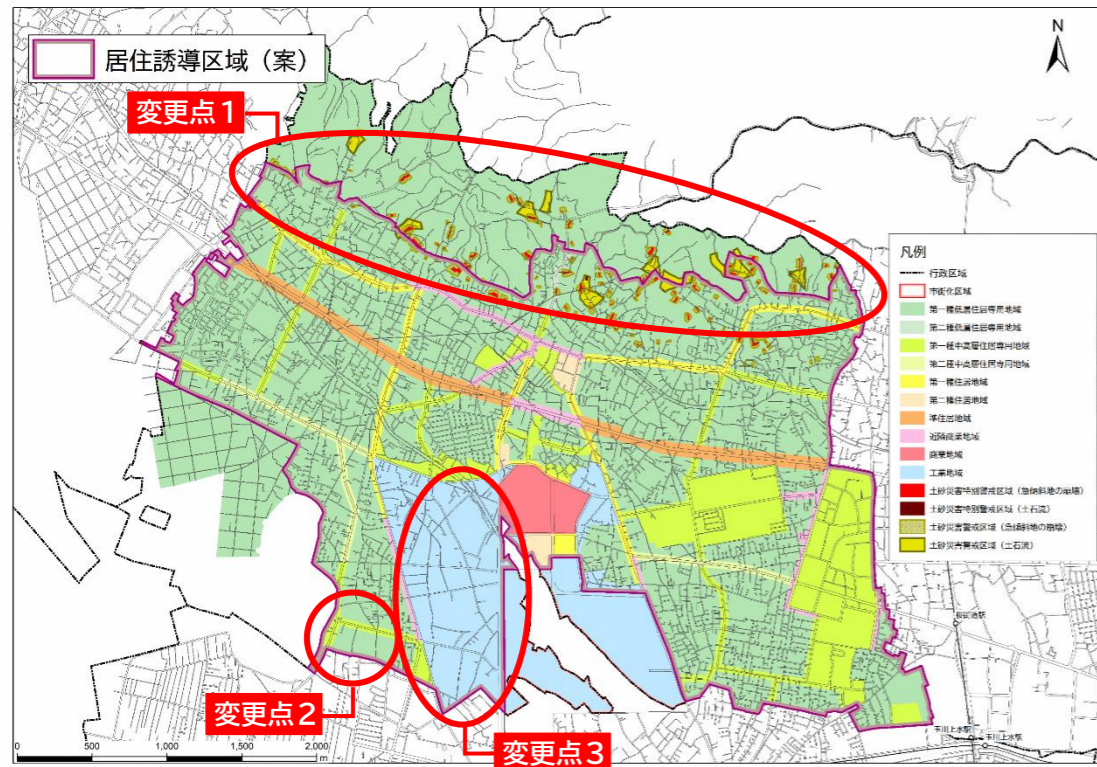


居住誘導区域の変更について

■前回のお示した居住誘導区域（案）



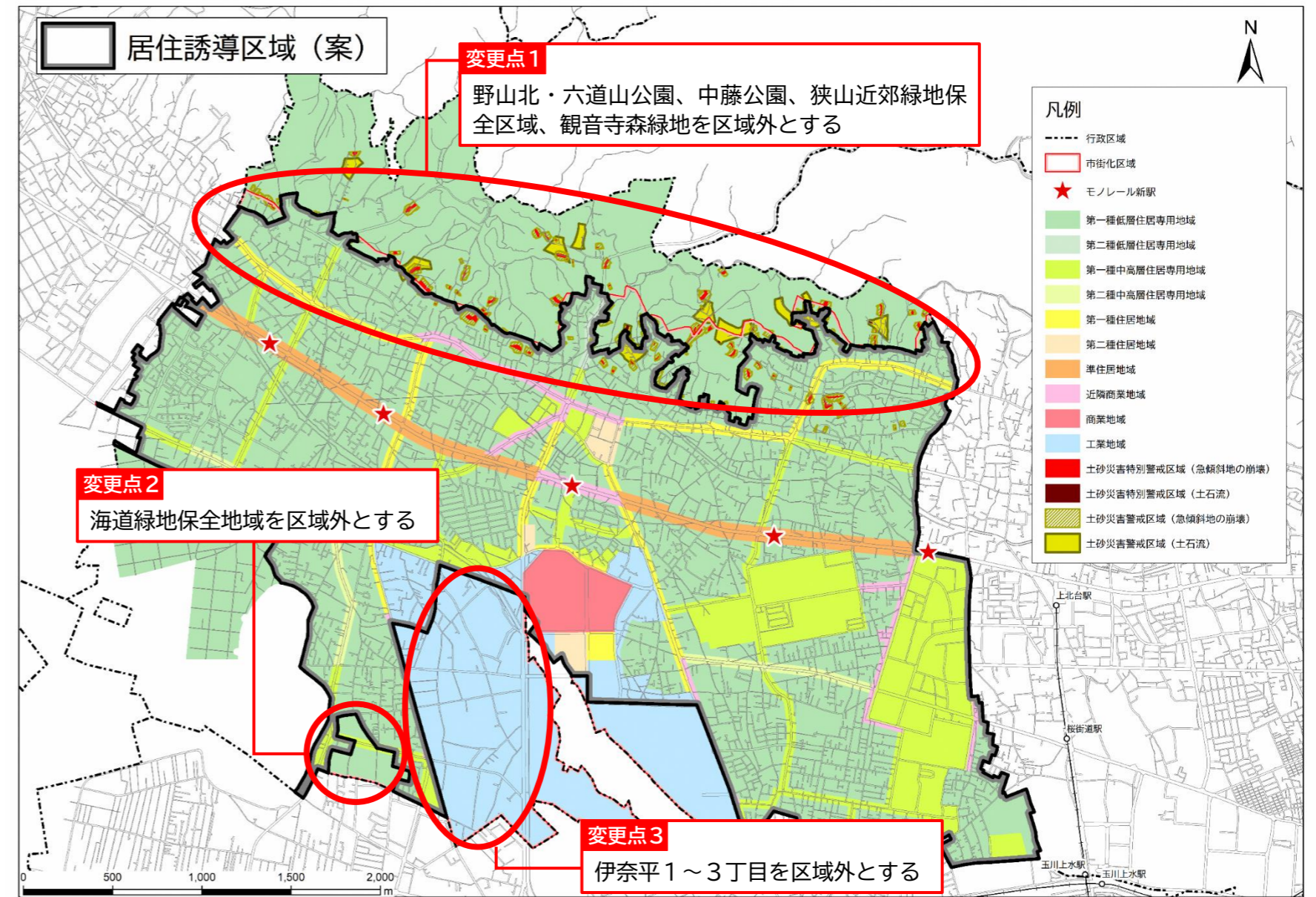
**変更点1：**都市公園のうち広く市外からの利用も見込んでいる広域公園である野山北・六道山公園、中藤公園は区域外とする。（その他都市公園は区域内とする。）

その他、市北部においては、都市計画緑地である観音寺森緑地と狭山近郊緑地保全区域は緑地保全の観点から区域外とする。

**変更点2：**緑地保全の観点から海道緑地保全地域を区域外とする。

**変更点3：**伊奈平1～3丁目については、土地利用の実態をみると工業用途がほとんどであることから居住誘導区域外とする。（残堀1丁目、三ツ藤1丁目の工業地域内は区域内とする。）

■新たな居住誘導区域（案）



**変更点1**  
野山北・六道山公園、中藤公園、狭山近郊緑地保全区域、観音寺森緑地を区域外とする

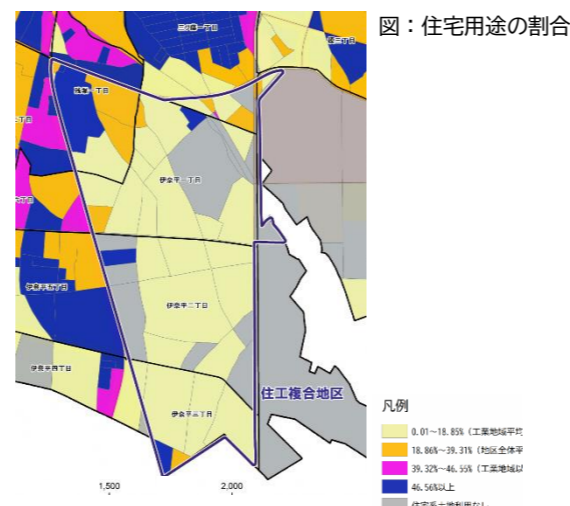
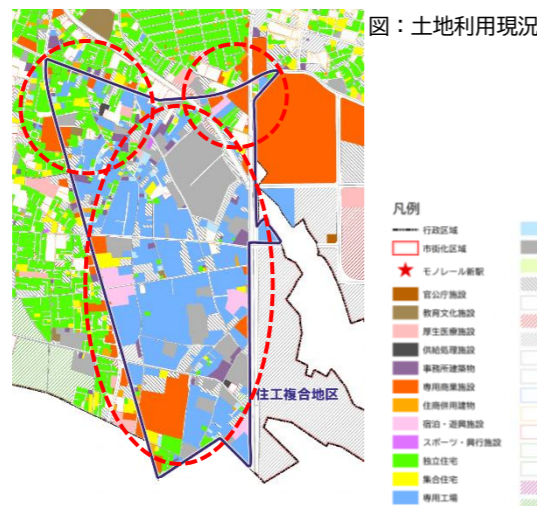
**変更点2**  
海道緑地保全地域を区域外とする

**変更点3**  
伊奈平1～3丁目を区域外とする

伊奈平1～3丁目、残堀1丁目（工業地域内）、三ツ藤1丁目（工業地域内）の現状と検証

土地利用現況

- 残堀1丁目（工業地域内）は、一部工業用途が見られるものの、住宅用途が多い。
- 伊奈平1～3は大半が工業用途である。ただし、伊奈平3丁目は一部住宅用途が見られる。
- 三ツ藤1丁目（工業地域内）は商業用途が多く見られる。

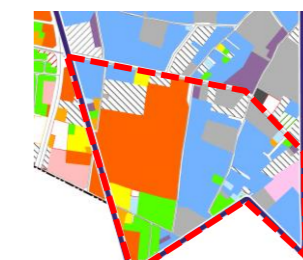


残堀1丁目（工業地域内）の検証



残堀1丁目は戸建て住宅が連担して建っており、周辺には食料を販売する商業施設が立地している。

伊奈平3丁目（工業地域内）の検証



伊奈平3丁目は南西端部に戸建て住宅が連担して建っており、食料品を販売する商業施設も立地している。ただし、地域内の工場は操業を維持することが望ましい。

三ツ藤1丁目（工業地域内）の検証

残堀1丁目は戸建て住宅が連担して建っており、地域外になるものの周辺には大型商業施設が立地している。

